

大阪市総合コールセンター外 27 施設で使用する IP 電話による通信役務提供
長期継続に係る事後審査型制限付一般競争入札
質問と回答

番号	質問	回答
1	（契約の保証） 第 16 条 5 第 1 項の規定にかかわらず、発注者がその必要はないと認められたときは、受注者は、同項各号に掲げる保証を付することを要しない。 とございますが、下記基準で問題ございませんでしょうか。 （受注者が過去に同種または同等の業務を継続して 2 年以上にわたり安定的に提供している実績があること）	公告文「事後審査型制限付一般競争入札の執行について 9. 入札保証金及び契約保証金 (2) ②」に記載のとおりとなります。なお、「過去 2 年の間」とは、対象案件の開札日を基準とし、開札日から過去 2 年の間に履行が完了しているものとします。 （抜粋） 落札者が国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 1 回以上締結し、これをすべて過去 2 年の間に誠実に履行したと認められるとき。